

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会

ユニバーサルサービス委員会

(第13回) 議事概要

1. 日時：2026（令和8）年4月6日（月）10:03～10:42

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者：

(1) 委員：

関口博正主査（神奈川大学経営学部教授）、
江黒早耶香専門委員（シティユーワ法律事務所弁護士）、
高口鉄平専門委員（静岡大学学術院情報学領域教授）、
西村暢史専門委員（中央大学法学部教授）、
平野祐子専門委員（主婦連合会副会長）、
山郷琢也専門委員（TMI総合法律事務所パートナー弁護士）、

(2) 事務局（総務省）：

吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、岸洋佑事業政策課調査官、
平松寛代基盤整備促進課長、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、
望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【関口主査】

主査を拝命しております関口でございます。本日もお忙しいところ御参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会ユニバーサルサービス委員会第13回会合を開催いたします。

まずは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日の資料は、議事次第、資料であり、構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には、資料を掲載している総務省ウェブサイ

トを御案内しております。

以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案（基礎的電気通信役務台帳の導入等に伴う規定の整備）につきまして、御審議をいただきます。

最初に、私から若干説明をいたします。

本件は、令和7年5月に電気通信事業法を改正し、最終保障提供責務の導入とユニバーサルサービス制度の見直しを行ったことを踏まえ、改正後の電気通信事業法の施行に向けた規定の整備等のため、電気通信事業法施行規則等の改正を行うものになります。このうち、この会議の親会である情報通信行政・郵政行政審議会に諮問しなければならない事項につきましては、本年2月20日に、総務大臣から審議会に対して諮問がなされました。その際、開催された電気通信事業部会において、本件についてはパブリックコメントを実施し、寄せられた御意見を踏まえて、本ユニバーサルサービス委員会において調査検討してほしいこと、その上で、最終的に電気通信事業部会としての答申をまとめることがそれぞれ決まりました。そこで、事務局において約1か月間パブリックコメントが実施され、本日その結果が資料として提出されております。まず、事務局に寄せられた御意見とそれに対する考え方の案などを説明していただきたいと思います。説明の後、審議に入りたいと思いますので、事務局、説明をお願いいたします。

【事務局】

おはようございます。事務局でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回調査審議いただく考え方の案の説明の前に、パブリックコメントに付しました省令案の内容について、まずは御説明差し上げたいと思います。資料の一番後ろに参考資料がついてございます。こちらに基づきまして、省令の案の説明を、まずさせていただきます。

横向きの資料の右肩1ページ目、今回の省令の案、大きく3つのパーツで整備をしております。まず1つ目、基礎的電気通信役務台帳制度に関する規定の整備でございます。

冒頭、主査から御説明ございましたけれども、今回、ユニバーサルサービス制度、複数の事業者が連携してユニバーサルサービスを支えていく、こういう制度改正を行っておりまして、複数の事業者というのが、一定の区域にどういう事業者がいるのか、これを台帳という形で整備をするということになってございます。その詳細について定める省令案でございます。

まず、①第一号基礎的電気通信役務の種別を定めるという内容でございます。これは、すなわち電話のユニバーサルサービスの種別をどのように分けて規定するかということですが、以下の小さい①から③、いわゆる①が固定電話というサービスに属するもので、加入電話、光回線電話、ワイヤレス固定電話、これらを合わせた電気通信役務を1つの種別とするというものでございます。それと異なる種別として、電話の中での②第一種公衆電話、それから③災害時用公衆電話、これを定めるという内容がございます。

続きまして、大きな②基礎的電気通信役務台帳の作成の単位となる「地域単位区域」、これが省令に委任をされてございます。その下に考え方を簡単に記してございます。「提供の求め」に伴って役務提供確認義務が生じる電気通信事業者の負担と、「提供エリアの変更」に伴って変更登録届出義務が生じる電気通信事業者の負担のバランス、これに鑑みまして、以下のとおりとしたいと考えてございます。まず、小さい①ですが、固定電話、それからブロードバンド、これの地域単位区域については市区町村単位。それから、小さい②公衆電話・災害時用公衆電話に係る地域単位区域、こちらは都道府県単位とすることで考えてございます。

それから、大きな③基礎的電気通信役務台帳の「その他記載事項」というのが省令に委任されてございまして、台帳に何を書いてもらうということを定めるものでございます。まず1つ目のポツは、法律に書いてある内容が小さい①から④で列挙してございまして、まず、電気通信事業者の氏名、名称、住所、それから役務提供確認を受けるための電話番号その他の連絡先、それから業務区域の減少で、固定電話ですと市区町村単位で業務区域でなくなってしまうような場合には、いつなくなるのかという減少の日を書いてもらう。それから、業務の休廃止になる場合には休廃止の日を書いてもらう。以上が法律に書かれている事項でありまして、さらに、どういう事項を記載することでこの台帳の仕組みを充実させていくかということを考えてございます。

2つ目のポツが省令に書きたいと思っている内容でございまして、休廃止に関しましての情報を充実させる観点から、新規の契約の受付を停止する日、それから休止の場合は休

止をする期間、それは休止後の再開時期、こういった内容も台帳に載せることによって情報の充実を図りたいと考えてございます。ただし、こちら、利用者保護規律との関係で、利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものと規定されている事項、それから、休廃止の範囲が固定電話、ブロードバンドですと市区町村単位に満たないもの、こういったものについては記載事項に含めないということで、アップデートする事業者の負担とのバランスを図りたいと考えてございます。

続きまして、右肩２ページ目、大きな改正の柱の２つ目でございます。休廃止に関する周知・届出に係る規定の整備でございます。上半分に書いています丸が３つ書いていますけれども、こちら、法律上、業務の休廃止の類型として定められている３つのケース、例えば①ですとサービスエリアが縮小するような場合、②は設備自体がなくなるというような場合、③というのは、例で書いていますが、設備のメンテナンスのように少しお休みをするような場合、あるいはそもそも業務自体やめてしまう、このようなものを法律上、業務の休廃止ということで定めてございます。こういった事象が生じた場合に、ユニバーサルサービスとして、どのように利用者保護を図るかということを制度整備するものでございます。

下に比較表がございまして、ユニバーサルサービスに限らず、電気通信業務一般にも同じような周知・届出義務がございますが、大きく２点、ユニバーサルサービスについては、利用者の保護を厚くしたいと考えております。一番上の欄に書いてございますが、電気通信業務一般ですと、都道府県単位で上のこの３つのような事象が生じる場合には、法律上周知・届出義務を課すということにしておりますけれども、ユニバーサルサービスについては、先ほど申し上げた地域単位区域の単位、例えば固定電話とかブロードバンドが市区町村単位でなくなっていくような場合には、法律上周知・届出義務を課すことにしたいと考えています。

それから、時期でございしますが、これは真ん中に線が書いてありますけれども、ユニバーサルサービスにつきましては、一番右の休廃止の日から１年前までに利用者の方々に周知を開始するという義務を課したいと。さらにその３０日前までに、どういうふうな周知を行うのかということについて総務大臣に届出する義務を課したいと。これで利用者保護が万全なものになっているか、それから利用者の方々が休廃止を見据えて円滑に、例えば代替りのサービスに移っていく期間を確保するということで、利用者保護の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

それから、右肩3ページ目、そのさらに細部を定めるようなものでございますけれども、①のところ、休廃止に関する周知・届出義務の期限、それから例外の範囲と書いています。周知・届出義務の期限につきましては、前のページで御説明したので割愛をさせていただきます。

2ポツ目、「利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないもの」として、1年以上前の周知・届出を要しない「休廃止」というのを例外として定めておりますけれども、こちらを点線囲みの中のようなものにしたいと考えています。

1つ目のカテゴリーとしては、役務の性質上、利用者利益への影響が比較的少ないような類型、例えば①ですと、利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度契約を提供するような場合、あるいは③とかだと利用の態様から見て目的が限定的、例えば、ガイドラインで例示をしているんですけれども、オンラインゲームが主体のサービスがあって、それにチャットがついています。そういう付随的なチャットサービス、これも電気通信業務になるわけですが、こういったものを休廃止しますよというような場合には、周知・届出義務は要しない。例えばこういったような、性質から見て、利用者利益に及ぼす影響が限定的と考えるものを典型的に義務の範囲から除くということにしたいと思っています。

枠囲みの中の2)のところですが、先ほどの台帳との関係ですけれども、地域単位区域未満の休廃止については、都度アップデートをするという事業者の負担とのバランスを鑑みまして、こちらは法律上の周知・届出を不要としたいというふうに考えてございます。

②のところは、先ほどユニバーサルサービスとの比較で申し上げました電気通信役務一般の休廃止に関する例外の範囲ですけれども、都道府県未満の休廃止は法律上周知・届出義務不要とすることにつきまして、これまでガイドラインという運用でやってまいりましたけれども、今回、制度化に合わせまして、省令において明記をするということを併せたいと考えてございます。

それから4ページ目、休廃止の最後のパーツになりますが、こういった内容を周知・届出をしてもらうかということも、省令で定めることにしてございます。現行、電気通信サービス一般につきましては、この右半分の表にございますとおり、7つの項目、こちらについて周知をし、あるいは届出をしていただくという制度がございます。基本的には、これに倣いまして、ユニバーサルサービスの周知・届出事項というものも整備をしたいと考えてございます。ただ、この太字の部分、それぞれ⑦、⑧、下の部分だと⑧、⑨とございます。先ほど台帳の情報を充実させたいという話を申し上げました。それに連動する形で、

周知・届出をしていただく事項として、新規の契約の受付を停止する日、それから、固定電話とかブロードバンドだと、市区町村単位でなくなっていく場合は何市何町何村でなくなるのかということも併せて出していただくことで、台帳制度とうまくリンクを図っていきたいと考えてございます。

それから最後、5ページ目、3つ目の柱になりますが、料金に関する規律の規定の整備ということになります。説明の便宜上、②のところから御説明をさせていただきたいと思っております。

プライスカップ規制の対象の見直しと併せて、今回、ユニバーサルサービスの料金ルールを①で講じると、こういう形になっています。②の、現在プライスカップ規制の対象としてNTT東西のメタル固定電話、公衆電話が指定されてございます。しかし、今から申し上げる3つの理由によりまして、この規制の対象ということからは解除をしたいと考えています。

まず1点目、NTT東西のメタル固定電話の契約数は1998年をピークに減少傾向にございまして、2035年頃にはメタル回線設備の縮退により契約者数はさらなる減少が見込まれ、利用者利益への影響もさらに低下していくということが見込まれているというこの流れ。それから2点目、サービスの実際の料金ですが、プライスカップ規制による料金水準の上限を大きく下回る状況が相当期間継続しておりまして、当該規制が料金低廉化に実質的に機能しているとは言えない。一定の役割を終えたと、ユニバーサルサービスに関しては、そういうふうを考えているということが2点目。3点目、メタル固定電話等の需要が減少する中で、料金水準の上限設定に用いる生産性向上見込率の算定というのが限界にあるため、現行の仕組みでの制度維持が困難になりつつある。こういったことを踏まえまして、このプライスカップ規制の対象というところからは解除すると、形としては、省令の規定を削除するという形で今回お諮りをしてございます。

これに併せまして、①に戻りますけれども、今回、法律上地方により異なる料金の額の設定の禁止ということで、ユニバーサルサービスに関する料金規制として新たに規律をしようとしております。これを、省令とガイドラインで具体化を図り、適切に運用していきたいと考えているわけですが、まず、省令においては、この地方により異なる料金の額を原則禁止する改正法の制度趣旨を踏まえまして、地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める必要があると、これが1つの例示ですけれども、その他の異なる料金を定めることに合理的な必要性があつて、かつ、異なる料金の額を定めること

が利用者の利益の保護のために支障を生ずるおそれがないもの、こういうのは例外的に特別な事情として認めていくというのが制度趣旨だということを省令で明確にしたいと思っています。

その上で、全ての事業者の営みを省令で書き切ることとはやはり現実としては困難と考えておきまして、一方で、何が禁止であって何が禁止でないのか、予見可能性をなるべく事業者の方々が持って事業運営に当たっていただく観点から、ガイドラインという手法でなるべく明確化を図りたいと。ガイドラインにおきまして、都市部以外の地域の料金が都市部の料金を下回る場合については禁止されないという趣旨を明記した上で、ユニバーサルサービスを提供する電気通信事業者の具体的なニーズ、これを踏まえまして、例外的な特別な事情と認められるケースについて個別具体的に提示をするということで運用してまいりたいと考えています。代表的なものとしまして、この具体例の記載を枠囲みで示してございます。①が電話に関するものですが、過去の経緯を踏まえまして、利用者の電気通信設備と伝送路設備を通じて接続される局舎の性質、回線数の取扱い数に応じて基本料金に差を設けているといった場合がございます、回線数の少ない局舎の地域の基本料金を安く設定する級局別料金という制度、これがずっと営まれてきております。これは利用者也受容しているということも踏まえまして、特別な事情として位置づけてはどうかと考えてございます。

あとは、④です。これはブロードバンドで主に見られる事象かなと理解しておりますけれども、複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者、全国的にサービスを展開しているような事業者さんが、特定の地域のみで、いわゆる販売促進上の限定的措置として特定の地域または期間に限定した割引施策を実施するという。いわゆる地域限定、期間限定の割引キャンペーンみたいなものをやるような場合、これも特別な事情として現実の営みを阻害しないように位置づけていってはどうかと考えているところでございます。

以上、2月20日に情報通信行政・郵政審議会に諮問させていただいた省令案の内容でございます、この1か月、パブリックコメントに付して、その結果をこれから説明をします。

資料の別紙1です。

諮問事項に係る部分について今回御説明をしたいと思います、意見提出は3件ございました。いずれも内容に影響あるいは修正を要するような御意見ではございませんでした。

通し番号でいうと４ページ目に３つの意見を整理してございます。

１点目、省令案全体に御意見ということで、楽天モバイルさんから頂戴してございます。「基礎的電気通信役務台帳制度に係る規定の整備」及び「ユニバーサルサービスの休廃止に資する周知・届出に係る規定の整備」に係る事項について、特段異論はないものの、これらの施行後において、「１行飛ばしまして、「事業者に過度な負担、又は利用者の利益に支障が生じていると判断される場合には、所要の見直しを速やかに図っていただくことが必要と考えます。」という御意見です。これに対しまして、右に案を書いておりますが、一般的に省令ガイドライン等については、法令の趣旨の範囲内で、その時々状況を踏まえて柔軟に見直されるべきものと考えてございまして、御指摘の事項についても、その時々状況を踏まえ、適時適切に対応していく考えだというふうにしたいと考えています。

それから２つ目ですけれども、NTTドコモさんからの御意見としては、先ほど最後に御説明した料金に関するルールにつきまして、地方における都市部よりも高い料金設定の禁止に関する特別な事情としての例外規定等、本省令や指針等の改正案は事業者のサービス提供状況に配慮されているものであることを踏まえ、賛同しますとの意見を頂戴してございます。

それから意見の３、それから諮問事項外のものについても、幾つか表現の適正化を図るために、こうしたほうがいいのかという御意見もいただいております、こちら、御指摘を踏まえて修正している部分が何か所かありますが、いずれも技術的修正の範疇に当たるものというふうに考えているところでございます。

私からの説明以上でございます。何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

【関口主査】

どうもありがとうございました。

それでは、審議に入りたいと思います。御意見ございます方は、チャットもしくは直接お話いただいて構いませんので、お願いいたします。どなたからでも、どうぞよろしくお願いいたします。平野委員、手が挙がっているようですが。

【平野専門委員】

よろしいでしょうか。

【関口主査】

どうぞ。

【平野専門委員】

質問です。最初の御説明にあったところの参考資料の中の最後のところ、5のところで。その一番下のプライスキャップ規制の対象の見直しのことを教えてください。①の中で、固定電話の契約者がピークより減少していて、メタル回線設備の縮小によって2035年頃にはなくなっていくのではないかとありますがまだ残っている人がいる場合は代替を提示するとか、そちらに移行させるというようなことになるのか、その辺はどう考えていますか。電話が使えなくなると困ると思います。携帯に変えたくない方もいるかもしれません。全く固定電話が使えなくなっても、納得してもらえる移行ができるのかというところの考え方を、教えていただきたいと思います。

【関口主査】

事務局、説明できますでしょうか。

【事務局】

平野先生、御質問ありがとうございます。メタル回線設備の縮退については、NTT東西さんがメタルをずっと引いてきて、何年かに1回張り替えているわけですが、これはとても費用がかかってしまって大変だと。利用者の数はどんどん減ってきているので、円滑にNTT東西さんが提供できるほかの固定電話サービスに移っていただく、こういう営みをまさにこの4月から先行的にトライアルを始めておられます。2年ぐらいトライアルをした上で、ちょうど2年後の4月ぐらいから本格的に、ある程度面的に、現在メタルの固定電話をお使いのお客様をほかのサービスに移っていただくということをやろうという計画を、今、もう発表されておられます。

移っていただくサービスとして、NTT東西さんが今御用意できるのは幾つか段階を追って増えていく見込みではありますが、今、移れるものとしては、光ファイバーの上での電話です。これは電話だけというサービスもできますし、ブロードバンド、いわゆるインターネットとセットの電話という形での代替サービスも御用意されています。それから、光ファイバーの整備がなかなか行き届いていない地域におきましては、ワイヤレス固定電話

といいまして、一部、携帯電話事業者さんの回線もNTT東西が借りてきてお客様にお届けする、こういうサービスも代替サービスとして現在提供されておられまして、このいずれかに移っていただけないかということ、1件1件、加入者の方にこれからやっていくと、こういう計画というふうに私ども承知してございます。

【平野専門委員】

ありがとうございました。誰1人取り残さないということが分かりました。ありがとうございました。

【関口主査】

ありがとうございます。ほかの先生方、いかがでしょうか。特段ないですか。

プライスカップ規制は、私も当初からおしまいまで、結局ずっとお付き合いをしたんですけれども、キャップがかなり高いところにかかっている、あまり効果がなかったというのが実態なのですけれども、本体であるメタル固定電話そのものもかなり減少してきているということに加えて、生産性向上見込率の算定も、技術的にデータとしても取れなくなってきていたりして限界にあるということで、今回、プライスカップ規制は、このように施行規則から外したんです。この特定通信役務の指定に係る規定を外すということにしたのですが、その代替措置として、地方部の利用料を、都心部よりも上げないということ、これを原則にうたったわけです。今回は、都心よりも高くするときの例外措置について規定をしているということもありますので、そこら辺の全体の説明がないと、やや分かりにくい整備なのかもしれませんが、今回はそういったかなり制度全体にわたって影響のある大改正であるということとは言えると思います。

江黒先生、お願いできますでしょうか。

【江黒専門委員】

初参加なので、一言。ありがとうございます。特に質問とかではないんですけれども、非常に大きな改正なので、これから事務局さんの作業が非常に大変になられるのかなと思っています。関係者の方と調整されながら進めていかれるものと思いますので、応援しておりますということを一言申し上げたいと思いました。

以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。昨年度の取りまとめ作業において、パブコメを経て事業部会報告案が出来上がってきているけれども、今回はユニバーサルサービス交付金の額に影響しない範囲での修正ということで台帳整備等を行ったわけですが、新年度に入って、いよいよ交付金の額も動く本丸が始まりますので、ぜひ先生にも積極的に御発言いただいて、よりよい使いやすい制度にしていけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

【江黒専門委員】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【関口主査】

ほかに、先生方から何かございませんでしょうか。西村先生、お願いできますでしょうか。

【西村専門委員】

西村です。私も本日初めて参加させていただくということになりまして、これは本当に事務局、関係する事業者の皆様をお願いということでございますけれども、主査のほうからも御説明がありましたとおり、制度全般にわたる改正のまず第1号というような形で整理が進められていくことになろうかと思います。特にユニバーサルサービスは、先ほどの議論にもございましたとおり、誰1人取り残さないというような形の趣旨もまだあるかと思いますし、それぐらいやはり大事なことでありますので、ぜひ、その趣旨の下、事業者の負担のバランスというのも当然入ってくるかとは思いますが、実行していただければと思います。特に、主査のほうからもありましたとおり、都市部と地方部との価格差ということに関して、やはりこれは始めてみないと分かりませんし、実際に解釈の積み重ねというものをやっていかざるを得ない分野でもありますので、もし、そういった政策実施あるいは解釈の積み重ねというものが実際に起こりましたときは、ぜひ、また詳しくお教えいただければと考えております。お願いあるいはコメントになってございます。

以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。ほかに先生方から御意見、御感想等ございましたらお願いしたいと思いますが。山郷先生、手が挙がっているようです。お願いしてよろしいですか。

【山郷専門委員】

ありがとうございます。私もコメントというか感想じみたことになりますけれども、基本的に今回、審議の対象になっている制度の枠組み自体について異論はございません。先ほど他の先生方もおっしゃっておられましたけれども、大きな制度改正ということで、そもそも今回、NTT法の改正との関係で、あまねく提供責務から最終保障提供責務ということで大きな転換がある中で、既存の制度との整合性なんかも図りながら、事務局さんのほうで細かく制度設計いただいたものだと思っております、非常に御苦労あったかと思えますけれども、非常に緻密な制度設計していただいたと私は思っております。まだ引き続き、細かく制度設計が続くかと思えますけれども、引き続き、みんなで議論していい制度をつくっていければと思っております。

以上でございます。

【関口主査】

ありがとうございます。ほかにいかがでございましょう。高口先生、感想でも何か御発言いただけますか。

【高口専門委員】

ありがとうございます。静岡大学の高口でございます。

私自身は、以前から議論を追いかけていただいております、今般の改正で、より今後のユニバーサルサービスの維持に資することになるのかなと思います。実際、サービスを維持するのは事業者のサービスでありますので、その事業者のサービスとしての持続性ということも踏まえた制度整備になっているのかなというふうに今回思いましたので、引き続き、総務省様としても、しっかり見ていただければと思います。

以上です。

【関口主査】

ありがとうございます。一通り御発言を頂戴しているはずなんですが、重ねて御発言御希望の先生方、いらっしゃいますでしょうか。平野委員、お願いいたします。

【平野専門委員】

度々すいません、平野でございます。

このユニバーサルサービス料金に関しては、知らないうちに料金が加算されていたと感じている人や事業者が本来は負担しなければいけないのに、曖昧な表現であったために、利用者に勝手に課せられていると不満に思っている方もたくさんいらっしゃいます。昨今、施設を持っている事業者の保安のための負担が大きくなっている状況なども含めてユニバーサルサービスに関する広報を、あらゆる手段を使ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【関口主査】

ありがとうございます。一号のメタルのユニバーサルサービス交付金の制度については、もう大分歴史を重ねてきて、その間、電気通信事業者協会をはじめとして、様々な方法でユニバーサルサービス制度については周知広報を図ってきたんですけれども、最終利用者に届かないというか、今、平野委員がおっしゃったように、何で俺がみたいなところがないわけではないんですけども、ただ逆に、固定電話の維持のために携帯事業者の電話番号にもチャージをしたわけで、明細が1円のときたとか2円のときたとかというように、非常に小さな額でもあったりして、明細すら見ていないという方も中にはいるということで、利用者にとって受け取り方は本当にまちまちなんですけれども、2号もブロードバンドの交付金が始まったということもあり、さらに総務省、あるいは電気通信事業者協会をはじめ各事業者さんからも、ぜひこの制度についての周知広報を図っていただくということが大事だと思っております。ありがとうございます。

ほかの先生方、いかがでございましょうか。特に今の段階で手が挙がっていないようですが、この辺りで意見交換につきましては終了ということでよろしゅうございましょうか。パブリックコメント、それからただいまの御議論を含めて、報告書案に対する修正意見は特段なかったかと思います。若干、形式的な技術的な修正をパブコメによって施したりという、技術的なところについての修正を除くと、内容的には、特段修正すべき意見はなか

ったと存じておりまして、4月9日に開催される電気通信事業部会に、本委員会の検討結果として、この報告書案のとおり報告することとしたいと思いますが、先生方いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【関口主査】

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

4月9日につきましては、私にお任せいただきまして、主査として、この報告書案の御報告をさせていただきたいと思っております。

最後に、事務局から次回会合につきまして連絡がありましたらお願いいたします。

【事務局】

本日もありがとうございました。次回会合につきましては、後日、事務局から御連絡申し上げます。よろしくお願いいたします。

【関口主査】

以上をもちまして、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会ユニバーサルサービス委員会第13回会合を終了いたします。お忙しいところ御参集賜りまして、本日もどうもありがとうございました。これにて終了いたします。

以上